

令和4年3月28日  
千葉県信用保証協会

## 経営安定関連保証5号の令和4年4月1日以降の指定業種について

令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間の経営安定関連保証5号の指定業種（473業種）について、中小企業庁のホームページで公表されましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 指定期間・業種について

指定期間：令和4年4月1日から令和4年6月30日まで

指定業種：中小企業庁のホームページをご参照ください。

([https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm))

#### 2. 5号認定を必要とする主な保証制度

- ・経営安定関連保証
- ・伴走支援型特別保証制度
- ・千葉県制度「セーフティネット資金（市町村認定枠）」
- ・千葉県制度「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金」
- ・市町村制度（5号認定で利用できる制度）

#### 3. 認定書について

認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要とされています。事前内定の本申込についても、認定書の有効期間内に金融機関又は保証協会に保証申込を行うことが必要となりますので、ご注意願います。

以上

お問い合わせ先  
企画部 経営企画課  
担当：山本・内山  
Tel043-221-8185